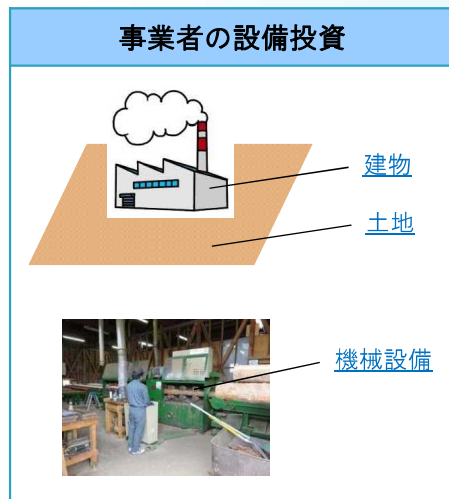
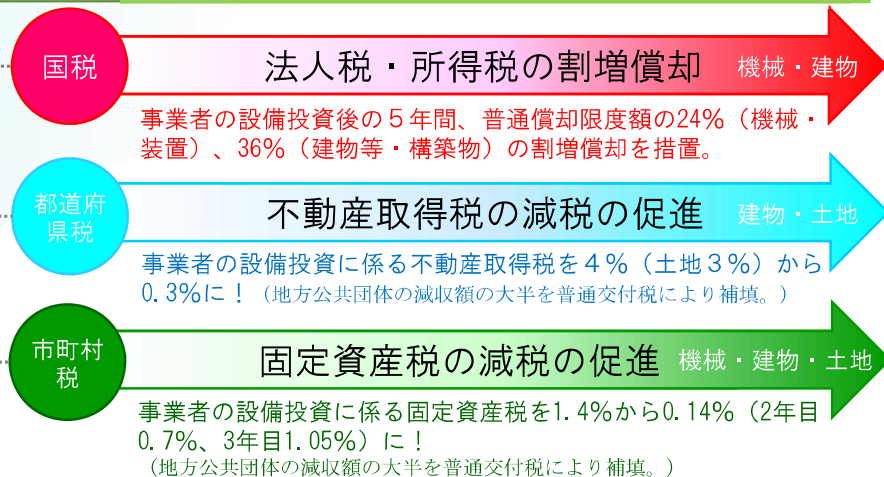


税制優遇措置

国税の割増償却と都道府県税・市町村税の減税措置の促進

山村振興法による税制優遇措置等



税制活用効果

設備投資を行った場合の効果額（シミュレーション）

機械設備1,000万円※1、建物1,000万円※2、土地1,000万円※3の設備投資を行った場合、**3年間で計128万円の効果。**

※1：機械設備の資産評価額は、初年度875万円、2年目656万円、3年目492万円で試算。
※2：建物の資産評価額は、700万円（3年固定）で試算。
※3：土地の資産評価額は、700万円（3年固定）で試算。

| | 法人税・所得税 | + | 不動産取得税 | + | 固定資産税 | = | |
|-----|---------|---|--------|---|-------|---|---------------|
| 1年目 | 11万 | | 45万円 | | 29万円 | = | 85万円 |
| 2年目 | 11万 | | | | 14万円 | = | 25万円 |
| 3年目 | 11万 | | | | 7万円 | = | 18万円 |
| | | | | | | | 計128万円 |

設備投資による新製品のマーケティング費用等に！！

利用要件（詳細次ページ）があるため、市町村によっては利用できない税制があります。農水省のHPをご確認いただくか、右のお問合せ先までお電話下さい。

～ お問合せ先 ～

農林水産省 農村振興局 地域振興課 山村税制担当 Tel: 03-3502-6005（直通）

1

対象要件等について

1 対象地域

(1) 山村振興法に基づく振興山村であること

山村とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地等をいう。

【要件】林野率0.75以上で、かつ、人口密度1.16人/町歩未満

(2) 山村振興計画で定める産業振興施策促進区域内であること

市町村が策定する山村振興計画の産業振興施策促進事項において指定する産業振興施策促進区域内であること。

(3) 不均一課税に関する条例が制定されていること

都道府県において不動産取得税、市町村において固定資産税の不均一課税（減税）に関する条例が定めてあること。

※不均一課税の減収補填措置の対象は、財政力指数が0.47未満の都道府県又は0.49未満の市町村。なお、条例がなくとも法人税・所得税の割増償却は利用可能。

2 対象事業者

(1) 地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業であること

【地域資源を活用する製造業】

振興山村（産業振興施策促進区域）において生産されたもの（農林水産物、粘土、木材、土石等）を原料又は材料とする製造業
（例）食料品製造業、たばこ・飼料製造業、窯業、土砂製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙製品製造業等

【農林水産物等販売業】

いわゆる農産物直売所。振興山村（産業振興施策促進区域）において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業。

(2) 青色申告する中小企業者等であること

【個人の場合】

常時使用する従業員の数が千人以下の個人

【法人の場合】

資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

(3) 取得価額要件を満たすものであること

| 業種 | 取得価額 |
|--------------|---|
| 地域資源を活用する製造業 | 500万円以上（資本金5,000万円以下） 1,000万円以上（資本金5,000万円超） |
| 農林水産物等販売業 | 500万円以上 |

～ お問合せ先 ～

農林水産省 農村振興局 地域振興課 山村税制担当
Tel: 03-3502-6005（直通） ※お気軽にお電話下さい。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

2